

北本市地域福祉推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「計画」という。）の推進を図るため、北本市地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の進捗状況及び成果の評価に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 福祉関係者
- (3) 保健医療関係者
- (4) 地域団体関係者
- (5) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報告)

第7条 委員長は、第2条に掲げる事項を審議した場合には、その結果を市長に報告しなければならない。

(謝礼)

第8条 第3条第2項に規定する委員が会議に出席した場合には、予算の範囲内で謝礼を支給することができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉部共生福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年告示第73号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年告示第210号）

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和元年告示第131号）

この告示は、令和元年12月1日から施行する。

附 則（令和4年告示第32号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。